

奈良県家畜保健衛生所・薬事研究センター 再編整備基本計画策定業務説明書

第1 業務概要

1. 業務目的

家畜保健衛生所（業務第一課・第二課）は老朽化及び耐震性不足等の課題を有し、加えて近年の豚熱・鳥インフルエンザの発生に対応するため、バイオセキュリティ向上が求められている。また、薬事研究センターについても仮移転により機能低下が生じている。

これらの課題を踏まえ、家畜保健衛生所の統合整備と薬事研究センターの再整備を一体的に実施するため、必要な与条件整理、施設計画、事業費及び事業手法等を検討し、基本計画を策定することを目的とする。

2. 業務内容

本業務は、以下の検討及び資料作成を行うものである。

- (1) 与条件の整理（法令・敷地条件・インフラ等）
- (2) 施設規模及び室構成の検討
- (3) ゾーニング図及び動線計画の作成（交差汚染防止等）
- (4) 施設配置計画、造成計画、建築計画及び設備計画の検討
- (5) パース図の作成
- (6) 脱炭素化（ZEB等）の検討
- (7) 構造・木質化の検討
- (8) 概算事業費の検討
- (9) 事業手法（PPP/PFI等）の検討
- (10) 住民説明会向け資料の作成
- (11) 事業スケジュールの検討
- (12) 今後想定される課題の整理及び解決案の提案
- (13) その他必要な事項

詳細は、別紙「奈良県家畜保健衛生所・薬事研究センター再編整備基本計画策定業務委託仕様書」による。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで。

「中間報告」については、令和8年9月18日（金）までに行うこと。

4. 委託上限額

金 15,179,633 円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 参考資料

- ① 奈良県家畜保健衛生所整備基本構想

② 奈良県薬事研究センター中期研究計画（第1期）

③ 議会報告資料

6. 打合せ協議等

- ・原則1ヶ月に1回以上、県との定期的な協議を実施すること
- ・受託者は、本業務の内容及び範囲について県と十分打合せを行い、本業務の目的を達成すること。
- ・全ての打合せには管理技術者が必ず出席すること。
- ・受託者は、本業務の進捗状況に関して、随時県へ報告するとともに、本業務に関する打合せにより協議、調整を行うこと。打合せの内容は随時記録し、県へ提出すること。
- ・「3. 履行期間」に記載の日程で中間報告を実施すること。
- ・業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する様な、質疑応答・指示等があった場合については、県と協議の上、議事録を作成し提出するものとする。
- ・打合せ方法については、県担当者との協議により、対面方式のほかWEB会議等でも可能とするが、WEB会議のための環境は受託者において用意すること。

7. 成果物、納品方法

本業務の成果物、納品方法は、別紙「奈良県家畜保健衛生所・薬事研究センター再編整備基本計画策定業務委託仕様書」のとおりとする。

8. その他特記事項

- ・作業の内容及び規模等が設計変更の対象となる可能性が生じた場合には、事前に県と協議するものとする。
- ・この業務説明書に定め無き事項又は本業務の履行に際し、疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従わなければならない。
- ・業務執行の過程で得られた図表等の著作権等、一切の知的所有権は県に属するものとする。
- ・履行期間後においても、成果品について誤りや不備があった場合は、受託者の責任において、速やかに対応し、修正を行うものとする。
- ・業務に用いる諸基準については、最新のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。

第2 参加資格

参加資格は公告文に定めるとおりとし、主な要件は以下のとおりとする。

- ・地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- ・入札参加停止期間中でない者
- ・税の滞納がない者
- ・暴力団関係者でない者
- ・過去10年以内（平成28年4月1日から公告の日まで。以下同じ。）に完了した、公共施設又

- は公用施設の改修又は建設に係る基本構想・基本計画策定業務の履行実績（国又は地方公共団体等が発注したもの）を有する者
- ・管理技術者（一級建築士）を含む技術者配置が可能である者

第3 手続き等

1. 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町 30

奈良県 食農部 畜産課 総務・畜産企画係（県庁分庁舎 5階）

TEL：0742-27-7448 FAX：0742-22-1471

メール：chikusan@office.pref.nara.lg.jp

2. 参加表明書作成に関する質問の受付、回答及び参考資料の閲覧

① 提出方法

質問がある場合は、メール（任意様式）で提出し、電話にて受信の確認をすること。

② 提出先

担当部局

③ 受付期間

令和8年6月10日（水）の午後4時まで

但し、受信の確認は、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く）とし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く。

④ 回答

令和8年6月12日（金）までに、奈良県畜産課のホームページに掲載する。

⑤ 閲覧方法及び期間

- ・「第1 業務概要」の「5. 参考資料②③」の閲覧を希望する場合は、担当部局において閲覧することができる。
- ・参考資料の貸与は認めない。
- ・閲覧希望日時を事前に担当部局まで電話にて連絡すること。
- ・閲覧は、令和8年6月15日（月）の午後4時までとする。但し、閲覧及び閲覧希望日時の連絡は、午前9時から午後4時まで（12時から13時を除く）とし、県の休日を除く。

3. 参加表明書の提出

① 提出方法

持参又は郵送に限る。

② 提出先

担当部局

③ 提出物

- ・様式1 参加表明書 1部
- ・様式2 企業の元請実績 1部

- ・様式3 予定技術者の資格等 1部
(JVの場合は様式4, 5も提出)
- ・様式4 共同企業体委任状 1部
- ・様式5 共同企業体協定書 1部

④ 提出期限

令和8年6月15日(月)の午後4時まで

但し、参加表明書の持参は午前9時から午後4時まで(12時から13時を除く)とし、県の休日を除く。

4. 企画提案書提出者の選定及び通知

① 選定について

参加資格を有すると確認された者が6者以上の場合は、参加表明書を基に書類審査を行い、上位5者までを選定する。

② 通知について

参加表明書を提出した者には、企画提案書の提出依頼(企画提案書提出依頼書)又は非選定の通知(非選定通知書)をする。非選定通知書には、選定しなかった理由を記載する。

③ 非選定理由の説明申請について

非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日(県の休日を除く)以内にその理由の説明を書面により求めることができる。

5. 企画提案書作成に関する質問の受付、回答及び参考資料の閲覧

別途、企画提案書提出依頼の通知時に指定する。

6. 企画提案書の提出

別途、企画提案書提出依頼の通知時に正式に指定する。

① 提出方法

持参又は郵送に限る。

② 提出先

担当部局

③ 提出物

- | | |
|-----------------------|---------|
| ・様式6 企画提案書 | 正1部、副8部 |
| ・様式7-1~2 実施能力に関する企画提案 | 正1部、副8部 |
| ・様式8-1~4 企画力に関する企画提案 | 正1部、副8部 |
| ・参考見積書(任意様式) | 1部 |

本業務説明書の全ての業務(企画提案書の内容を含む)に要する費用について記載すること。

なお、この資料はあくまでもヒアリング時の説明用資料であるため、企画提案書に記載されていない提案が記載されていても評価の対象とならない。

正本1部には事業者(会社)名を記載し、副本8部には事業者(会社)名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

④ 提出期限

令和8年7月1日（水）の午後4時まで

但し、企画提案書の持参は午前9時から午後4時まで（正午から午後1時の間を除く）とし、
県の休日を除く。

7. ヒアリング

企画提案書について、ヒアリングを実施する。以下を予定しているが、詳細については企画提案書
提出後に個別に通知する。

① 日時

令和8年7月上旬（予定）

② 場所

別途通知する

③ 出席者

予定管理技術者（必須）、予定担当技術者（任意）

※予定照査技術者は出席できない。

④ ヒアリング時間

プレゼンテーション（15分）、質疑応答（10分）

※ヒアリング時のパソコンの使用は認めない。

8. 受託業者の特定

① 審査

参加表明書、企画提案書及びヒアリングを基に、後述する「第4 企画提案書を特定するための
の評価基準」（100点）により審査し、最高得点者を特定する。

② 通知について

企画提案書を提出した者には、特定又は非特定を通知する。このうち、特定しなかった者に対
しては、その理由を書面により通知する。

③ 非特定理由の説明申請について

非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）
以内にその理由の説明を書面により求めることができる。

第4 企画提案書を特定するための評価基準

1. 企画提案書の評価基準は下記の通りとする。

評価項目	評価基準	評価点
実施能力	①業務の遂行にあたって、本業務の目的や前提条件、内容を十分理解して いるか。	10点
	②業務の遂行にあたって、具体的なスケジュールが示されているか。	5点
	③適正な実施体制が示されているか。	10点
	④本件業務と同種の業務の実績があるか。	10点

	④ 配置予定技術者が業務に見合うだけの十分な能力を有しているか。	5点
企画力	⑥基本的な考え方が業務目的を達成するためにふさわしいものとなっているか。	15点
	⑦提案内容が地元や関係者の理解を得られるものであり、高い事業効果の創出が期待できるか。	15点
	⑧事業実施までに想定される課題の抽出及び解決方法が示されているか。	15点
	⑨提案が環境に配慮した方法であり、持続可能性を重視した設計がなされているか。	5点
業務コストの妥当性	⑩提案されたコストが現実的であり、適切に予算が配分されているか。	10点

2. 全評価項目を合計した評価点の最高点が2者以上いる場合は、以下の優先順位の評価項目で評価点数の合計点が高い方に決定する。

「企画力」合計→「実施能力」合計→「業務コストの妥当性」

3. 合計した評価点が6割以上であることを特定の要件とする。

第5 参加表明書の作成等

- 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 参加表明書の表紙は様式1により作成すること。
- 各様式A4片面印刷とし、各記載欄の大きさの配分は任意で設定して構わない。また、枚数は各3枚以内とするが、どの評価基準に基づいた提案が明確に判断できない場合は、評価の対象外とする。複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名・業務場所・業務番号等が確認でき、同一業務の関連資料であることが判断できるもの（変更がある場合は最終のもの）を提出すること。文字等が判読困難である場合、また実績が明確に判断できない場合は、評価の対象外とする場合がある。

4. 企業の元請実績

「第2 参加資格」の2. に掲げる実績を1件以上かつ5件以内で様式2に記載すること。実績は元請として受託したものに限るものとし、下請、協力会社、再委託先等、元請として受託していないものは実績として認めない。各実績には、業務内容が判断できる業務計画書の写し、契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付すること。また、業務が完了していることが判断できる委託業務等成績評定通知書等、完了実績が明確に確認できる書類を添付すること。添付資料により実績が明確に判断できない場合は、参加を認めず、非選定とする。

5. 配置予定技術者の資格等について、様式3に記載すること。

① 保有資格

「第2 参加資格」の3. に掲げる資格について記載のうえ、当該資格を有することを証明する書類（資格証の写し等）を添付すること。

添付資料により資格が明確に判断できない場合は、参加を認めず、非選定とする。

② 同類業務実績

管理技術者又は担当技術者として従事し、平成28年4月1日以降、履行完了した同類業務実

績について、2 件以内で記載すること。ここでいう同類業務とは「官公庁（国、地方公共団体、独立行政法人等）の庁舎又は施設の新築又は建替に係る基本構想又は基本計画」の作成業務とする。なお、各実績には、業務内容が判断できる業務計画書の写し、契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付すること。また、業務が完了していることが判断できる委託業務等成績評定通知書等、完了実績が明確に確認できる書類を添付すること。

6. 参加表明書に記載した配置予定技術者を変更、追加することはできない。なお、受託後の業務実施にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な理由により、同等以上の技術者に変更する場合に限る。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について県が求める資料を提出し、了解を得なければならない。

第 6 企画提案書作成上の留意事項

1. 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
2. 企画提案書の表紙は様式 4 により作成すること。
3. 各様式 A4 片面印刷とし、各記載欄の大きさの配分は任意で設定して構わない。また、枚数は各 3 枚以内とするが、どの評価基準に基づいた提案が明確に判断できない場合は、評価の対象外とする。図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象としない。右肩の（商号又は名称 ）以外に、提出者（再委託先を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載してはならない。記載がある場合はその項目を無効とする。他の様式に記載しても、評価の対象としない。
4. 評価項目「実施能力」

「第 4 企画提案書を特定するための評価基準」の 1. の①～③について、様式 7-1 から様式 7-2 に記載すること。
5. 評価項目「企画力」

「第 4 企画提案書を特定するための評価基準」の 1. の⑥～⑨に関する企画提案について、様式 8-1 から様式 8-4 に記載すること。
6. その他
 - ① 提出された企画提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。
 - ② 提出された企画提案書は返却しない。
 - ③ 提出された企画提案書の提出期限以降における再提出は認めない。なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めない。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とする。
 - ④ 提出期限までに企画提案書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなす。
 - ⑤ プロポーザルは調査、検討、及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。なお、これに逸脱する内容を含む企画提案書については、提案を減点又は無効とする場合がある。
 - ⑥ プロポーザルを理由とした県職員等に対するヒアリングは禁止する。
 - ⑦ 提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

- ⑧ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に拠るものとする。
7. 参考見積について
参考見積において、業務量の目安として示している限度額を超えている場合、もしくは、業務説明書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については、特定しない。
8. 辞退について
企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

第7 参加資格の確認

受託業者として特定された者は、参加資格があることの確認を受けなければならない。提出書類については、特定後に別途通知する。ただし、参加資格のうち、入札参加停止の有無、奈良県建設工事等競争入札参加資格及び奈良県物品購入等競争入札参加資格の登録、本店、支店又は営業所の所在地に関する条件及び、配置予定技術者の資格（雇用関係は除く）については、参加表明書の提出時においても確認を行う。

第8 その他 留意事項

1. 契約の締結
「第3 手続き等」の「8. 受託業者の特定」により特定した最優秀提案者と契約を締結する。ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しない。
2. 契約保証金
奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第19条の定めるところによるものとする。
3. 本業務説明書及び閲覧資料により得た情報は、参加表明書又は技術企画提案書の作成以外の目的に使用してはならない。
4. 本業務説明書及び選定された企画提案書に基づき、特記仕様書を作成することとし、この特記仕様書に基づき契約することとする。
5. 本業務の履行にあたっては、別途作成する特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。
6. 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要した費用は、提出者の負担とする。
7. 本業務の契約までの手続き及び履行にあたっては、「奈良県食農部プロポーザル方式（公募型）実施要領」によるものとする。
8. 提案者が2者に達しない場合については、参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、選定審査会にて事業者の企画提案書を総合的に判断することとする。
9. 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいう。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出すること。なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行うこと。
10. 契約締結後、受注者が次の各号いずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することが

ある。また、契約を解除した場合は、違約金支払い義務が生じる。

- ①役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ②暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し又は関与していると認められるとき。
 - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ⑦契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず従わなかったとき。
 - ⑧本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
11. 上記10.の⑧の届け出を怠った場合は「奈良県建設工事等請負契約及び奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止 措置要領」に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。
12. 本業務を受託しようとする者は、平成27年4月1日に施行された、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受託すること。
- ①奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本工事を適正に履行すること。
 - ②本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ・最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - ・健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ・厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ・雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- ③本業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。